

# 近代的所有權の成立過程 に關する一考察

——フランス革命における土地所有の二問題——

はしがき

- 一 近代的所有權の成立過程の概観
- 二 封建的所有關係の消滅段階
- 三 國有財産の分配

本稿は、フランスにおける封建的土地所有の崩壞過程<sup>\*</sup>、近代的土地所有權の成立過程、に關する一つの考察である。そして特に、フランス革命<sup>\*\*</sup>における土地所有の二問題（(1)封建的土地所有の消滅段階<sup>\*</sup>、農奴の解放過程、(2)國有地の分配<sup>\*</sup>、小土地所有の成立過程）を中心として、筆を進めようと思う。

\* 封建的所有關係と對しよ的な近代的所有權（フランスに限られない）、の構造に關するわが國の代表的な勞作は、川島武宜『所有權法の理論』。なお、拙稿・同志社法學四號八三頁以下参照。

\*\* わが國における從來の文獻としては、小林巳智次『農業法研究』五頁以下「近代法に於ける所有權の進化」、宮崎孝治郎「フランス近代に於ける所有權制度及び所有思想の遷移」民商法雜誌二二卷四號以下、野田良之『ポルタリス・民法典序論』特に七二頁以下・二二九頁以下、など参照。社會史・政治史の文獻は、多數。なお、大陸都市法における封建的所有關係の崩

加藤 正 男

壤過程について、簡単ながら、拙稿「社會生活と所有權制度——序説」(佐々木惣一編『人間生活と法及び政治』所收)

## 二・三参照。

\*\*\* フランス革命史の文獻は、無數。たとえば、A. Mathiez, *La Révolution française*; J. Jaurès, *Histoire socialiste de la R. f.*, Ed. par A. Mathiez. 村松正俊譯。最近の文獻として、cf. *American Historical Review*, July 1947; *The Journal of Modern History*, Sep. 1948.

## 一

まず、フランスにおける近代的土地所有權の成立過程を概観しよう。

### 一 封建的所有關係の構造と發展

I 封建制は、領主 (*seigneur*) と農民 || 農奴 (*vassal*) との一定の關係を、そのきそとする。そこで、古典的な封建的土地所有における (古典的な形態は、非古典的なものと、相ならんで存在する)、農民の負擔を要約しておく。——まず、人頭税。(1) 人身的れい屬のしるしとしての年税、同様の不定税。(2) 諸種の徭役労働 (*corvées*)。すなわち領主直營地 (*domaine proche* || *réserve seigneuriale*) における、たとえば一週三日ないし四日の、農業・軍搬・建築・工事などの強制労働。出征、防禦の雜役 (代人をだす場合には交替税)。——次に、財産税。(1) 生産物による慣行税。(2) 家屋税、家蓄 || 家禽税。——その他、*banalité*、通行税、市場税、御用金、領主とその一行とをもてなす義務、等等。

\* E. A. Kosminsky, *Services and money rents in the 13th century*, *The Economic History Review*, Apr. 1935, p. 24 seq. 大塚久雄「イギリス莊園の研究に關する最近の一傾向」近代資本主義の系譜二六五頁以下、なお、豊田四郎『社會經濟史學の根本問題』参照。

\*\* P. Boissonnade, *Le travail dans l'Europe chrétienne au moyen âge*, p. 174 et s.; R. Foignet, *Manuel élémentaire*

d'histoire du droit français, p. 91 et s.; M. Bloch, Rois et serfs, p. 23. et s.

これらの中心は、いふまでもなく勞働地代である。それと、農奴の自作地 (tenure) における農業、ならびにこれらを強制するための領主の軍事力および裁判權 (justice)、が封建制の骨ぐみをなしている。ここでは、公法と私法とは分化していないで、領有と保有とが存在する。そしてさらに、次の農村協同體的諸制限が、これと結びつく。すなわち——村落定住《Dorfsiedlung》をきとすること、<sup>(\*)</sup>の、開放地制《champs ouverts》——混在地制《Gemengelage》——耕作強制《assolement forcé》——協同放牧《vaine pâture collective obligatoire》——三圃制《assolement triennal》——がそれである。<sup>(\*)</sup>

\*磯村哲「近代法における公・私法の分化」私法一卷、參照(ただしドイツをモデルとする)。

\* Bloch, Les caractères originaux de l'histoire rurale française, p. 40 et s. 河野健二「フランス農業史の構造」絶對主義の構造二〇〇頁以下。

(1) 本稿の主な課題に直接關係するところのフランス十八世紀においては、右の諸制限のうち、(1)村落定住——協同放牧は、東北部フランスで行われていた。南部および西部フランスでは、これらと對しよ的な形態。(2)三圃制は、ロワール河を境として、その北部で行われていた。南部では、二圃制。

II 以上の封建的所有關係は、次のように發展した。<sup>\*</sup>結論的にいえば、《農民的土地所有》。(イギリスにおいては、たえざる前進、エルベ北東においては Gutsherrschaft への後退。)(1)勞働地代から生産物地代え(イギリスにおいては、勞働地代から貨幣地代えの飛躍的發展 commutation)。十三世紀ころから、領主は直營地の若干を保留し、その大部分を分割して保有者 (tenancier) に貸與するようになった。すなわち、直營地の貸借契約  $\frac{1}{3}$ — $\frac{1}{2}$  を割合とするところの (ドイツでは  $\frac{1}{2}$ — $\frac{1}{4}$ )<sup>\*</sup> 物納年貢《champart, campipars, terrage,

«*serrier*» がこれである。その結果、週徭役が軽減または消滅する。そしてまず領主は、地代取得者(*rentier du sol*)としての寄生的性格をもつ。次に農民は、土地所有發展の指導力が領主直營地から農民保有地に移ることによつて、生産者としての比較的独立的な地位を形成する。要するに、土地保有の永久性と讓渡可能性(保有の所有化傾向)、および領主の地主化、を結果した。(2)生産物地代から貨幣地代へ。すなわち、特に不斷の戦争を原因とするところの貨幣缺乏、したがつて農奴身分の賣買により、農奴は自由民(*villain*)となつた。生産物地代は封建地代の形態展移したものにすぎないけれど、同時にそこでは、身分關係が契約的關係となる。その結果、まず、貨幣價值の下落によつて地代取得が激減し、したがつて地主(領主)の經濟的地位が没落する。次に、多かれ少かれ獨立自營農民層が発生する。これと同時に、貨幣地代から現物地代への後退もみられた。つまりフランスにおいては生産物地代へ(ドイツにおいては勞働地代へ)。

\* Bloch, op. cit., p. 76 et s.; C. D. de la Chavanne, *Histoire des classes agricoles en France*, 池本喜三夫譯三三七頁以下。

\*\* G. v. Below, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft*, S. 76

\*\*\* Dopsch, *Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft*, S. 197 ff.

右の發展に照應するところの、領主間の政治關係は次のとおりである。領主の經濟的地位の没落に對應して、王は、特に戦争(例、宗教戦争)をとおして權力を集中する(フランスにおいては王權は、領主權力の否定について、プロンアほどではないにしても、イギリスほどには徹底しなかつた)。その權力を利用して、國內關稅廢止の政策(「*コルベール主義*」)を行う。絶對王制は、かくして成立した。——そして、近代なことばで語られるような形態に展移したところの封建的土地所有が、絶對制權力によつて維持され、かつこれを維持していた。こ

の發展が、《資本の原始的蓄積》に照應する。その場合、注目すべきは、資本制生産の端初が、王に支持されたところの《農村の工業》(manufacture rurale)として成立した、ということである。<sup>\*</sup>それは、封建的土地所有が弱ければ弱いほど、發展した。(イギリスにおける「農村の織元」<sup>\*\*</sup>に必敵する。)

\* 絶對王制に關する わが國の代表的な法學的勞作は、戒能通孝『近世の成立と神權說』。

\* \* G. Lefebvre, *Quatre-vingt-neuf*, p. 45 et s.

\* \* \* 大塚「農村の織元と都市の織元」近代歐洲經濟史序說三一五頁以下。

## 二 舊制度 (Ancien régime) 以後

I 以上のような封建的所有關係の發展によつて、まず、農民層が分裂する。<sup>\*</sup>十六世紀においては、(1)最下層に、貧しい農民。すなわち《農民的土地所有》<sup>\*\*</sup>保有地および耕蓄をもたないで、自らの腕の勞働にのみ依存する農民《laboueurs de bras》(manouvriers, brassiers)、日雇勞働者《journaliers》。(2)その上層に、やや富める農民。獨立自營農民層<sup>\*\*</sup>耕作農民《laboueurs》、農民的土地所有者《paysans propriétaires》。これに二形態がある。(a)まず、單に laboueurs とよばれ、その所有地が二〇—三〇ヘクタールの固有の農民的土地所有者。(b)次に、數ヘクタールの農民的土地所有者であるとともに、借地農業者《fermiers ou métayers》として賃銀勞働をも使用し、經營資本たる農具および家蓄を提供しうるもの《laboueurs à boeufs》。(3)さらにこれらの上層に、農民たるとともに商人であるもの《laboueurs-marchands》。彼は穀物・家畜などの買占と獨占、租税・地代取得の請負(fermage)、金融を行う。(すなわち、當時におけるフランス農民の性格は、イギリスにおけるヨーマン<sup>\*\*</sup>のそれに近づきつつあつた。)——しかし舊制度末期においては、借地農業は、アーサー・ヤングによつて、《貧困を永久化するミゼラブルな制度》とされている。たとえばフランス南部 Millau

地方では、墓地は死體であふれ、日雇労働者はが死せんとしていた。残された道は、産兒制限と都市への逃亡とであつた。<sup>\*\*\*</sup>

\* Foignet, op. cit., p. 293 et s.; Bloch, op. cit., p. 197 et s.

\*\* 戸谷敏之「イギリス・ヨーロッパの研究」經苑一六號、大塚・前掲書一八六頁以下。

\*\*\* H. Sée, La France économique et sociale au XVIII<sup>e</sup> e siècle, p. 18 et s. 高橋「フランス革命と農村」社會經濟史學九卷五號。

次に、舊制度末期における農民的土地所有の地位について。(1)これについては、次のような説がある。すなわち、農民の土地に對して地主(領主)は所有權を行使したのであつて、土地に對する農民の關係は單なる保有權にすぎない(Kowalewskyなど)、<sup>\*</sup>というのである。(2)しかし、當時の土地所有の分布をフランス全土についてみれば、教會は六%—一〇%、貴族は九%—四四%、市民は一二%—四五%、農民は二二%—七〇%、を所有した。そして教會的・貴族的土地所有は、多くは森林や荒地であつたから、農民的土地所有は、フランス全耕地の1/2以上であつたことになる。また、そのころの土地臺帳には、保有者農民(censitaires)の名が所有者(propriétaires)の名として明示されている。<sup>\*</sup>—そこで、封建的土地所有の崩壞過程には二様があり二つの立場(地主的改革と農民的革命)があること、それは政治的權力に直接對應關係をもつこと、に注目せねばならない。(この時期において、イギリスにあつては「enclosure」形態が、またエルベ以東にあつては「Bauernlegen」形態が、みられる。)

\* Pothier, Traité de droit de domaine de propriété; Sée, Histoire économique de la France, Vol. I, p. 173 et s. 高橋「所謂農奴解放に就て」近代社會成立史論八八頁註(一〇九)。

近代的所有權の成立過程に關する一考察

II 一七八九年春の諸事件、および七月十四日の Bastilles しゅうげきに刺戟された全國的な《大恐怖》(Grande Peur)、これに直接つづいた八月四日の夜。そしてまず、八九年の革命の要約として、八月二十六日に人權宣言 (La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)\* が定められた。それは所有權の不可侵について、次のように規定する。《所有權は不可侵かつ神聖な權利であるから、適法に認められた公の必要が、明かにこれを要求し、かつ正當な事前の補償における條件のもとでしない限り、何人もこれを奪われることはない》と。次に、一七九一年九月三日——十四日の憲法は不可侵性 (Inviolabilité) を明示し、さらに、一七九三年の人權宣言はデテールを規定した、《所有權とは、すべての市民をして、各自の物・收入・労働と産業との果實を自由に享有および處分することをえせしめる權利をいう》と。

\* 正文および邦譯は多數。前者の例、Hachte, 書店版 (1901)

\*\* 美濃部達吉『憲法及憲法史研究』三六五頁以下參照。

封建的土地所有は廢止され、國有財産は分配された。——革命の過程をへて、農民層は分裂する。すなわち、近代的産業資本家え脱皮しようとするものと (工業資本主義の問題)、舊來の協同體的諸制作に固執するものと (農業資本主義發展の問題)、である。これが、テルミドールの反動や《ナポレオンの觀念》やの基線である。革命の三つの議會・總裁府 (Directoire) をへて、《ナポレオン時代》に入る。そしてナポレオンのもとで、フランス民法典 (Code civil) が制定された。<sup>(1)</sup> 近代的所有權も、制度的に成立したのであつた。

\* フランス民法典の制定過程については、片山謙二・關西學院法文學部研究年誌五輯。

(1) フランス民法典は、所有權について次のような規定を設ける。

まず、その概念および制限について。《所有權とは、法律または規則によつて禁止せられた使用をしない限

り、絶対無制限に物を収益および処分する権利をいう。》(第五四條)

次に、その保障について。《何人も、所有權の讓渡を強制せられることはない。ただし公用のため、かつ正當な事前の補償をうける場合は、この限りではない。》(第五四條)

さらに、土地所有權の範圍について。《土地の所有權は、その土地の上下におよぶ。所有者はその地上に自己の欲する諸般の植才をなし、また工作物を設置することができる。ただし地權役の章に設けられた例外の場合、この限りではない。所有者はその地下に適當とする諸般の工作物を設置しまた發掘をなし、その發掘によつて獲得されるべきすべての產出物を採掘することができる。ただし鑛山に關する法律規則および警察法規に基く制限の場合は、この限りではない。》(第五五條)\*

\*『現代外國法典叢書』佛蘭西民法中の實方正雄「物權法」參照。

## 二

次に、フランス革命における土地所有の第一の問題。革命の三つの議會において、封建的土地所有は、いかなる消滅段階をたどつたであらうか。

一 まず、立憲議會 (l'Assemblée constituante) における二つの分割について

I 八月四日夜の議會。——まず、タルジュ (Target) が、草案委員會 (Comité de rédaction) の名によつて、報告を読みあげた。彼は《神聖なる所有權 (droit sacrés de la propriété) と人身の安全 (sûreté) 權とに對する最も不幸な侵害》をなげき、《在來のあらゆる賦課租と給付 (redevances et prestation) とは、それが議會によつて變更されるまでは、從來どおり支拂われねばならない》と宣言した。次に、激しい變化。自由主義



貴族の一人ノアイユ (Noailles) 子爵が、封建的土地所有の廢止を自發的に提案したのである。それによれば、一、王國のすべての個人は、收入に比例して納税すること。二、すべての公共的負擔は、あらゆる人に平等に負擔されるべきこと。三、すべての封建的諸權利 (droits féodaux) は、自治團體 (communes) によつてまたは貨幣をもつて買戻すべく《rachetable》、あるいは正しい評價價值にしたがつて交換されるべきこと。四、領主制的徭役・永代寄附 (mainmort) (後述二五四頁②) その他の人身的れい屬制 (servitudes personnelles) は無償で廢止される《sont abolis sans indemnité》べきこと。ついで、封建的大土地所有者の一人エーギヨン (Aiguillon) 公爵が、これに賛成した、《民衆は何世紀の間、その首にかけられてきた轆をふるい落そうとする。そしてこの暴動は有罪ではあるが、……その口實を彼らが今うけてゐる苦難のうちに發見しうる、ということとは認めねばならない。》しかし買戻《rachat》に重點をおく、《これらの「封建的」諸權利は明かに一つの所有 (propriété) であり、しかもすべての所有は神聖 (sacré) である。……そして衡平は、公共の利益のためにその快い便利を讓步するところの所有者に、正當な賠償を與えるのでなければ、いかなる所有の拋棄をも要求することを禁ずる。今後すべての封建的諸權利は……希望によつて買戻されるべきこと。……そして自分の意見では、與えられるべき賠償のゆえにそれ「割合」は三十倍 (denier 30) でなければならぬと考える。》さらに、ブルターニニ選出議員ケランガル (Kérengal) が、農民の苦しい生活を語つた。

(1) 彼は貴族議員を激しく追求する、《諸君は、これらの權利が無知と暗黒の時代に獲得された不正のものであることを認める、と民衆にいいたまえ。》もつとも、《著名な貴族の身をもつて、從來封建制度の間にかくされた眞實を公けにする最初の勇氣をもち、フランスの幸福を開くために、かくも有力なこれら二人の尊敬すべき提案者の愛國的道義心》に對して敬意を表する。

以上においても察せられるのであるが、封建的土地所有の消滅については、二つの立場がみられる（前述二四九頁参照）。ここに一例として、八月三日の議會におけるそれを、あげておこう。

(1) 報告委員サロモン (Salomon) は、《各 provinces から發せられた通信によれば、所有權は、その性質のいかんをとわず、最も有害な劫掠の餌となつていように思われる。》

(2) 無名の一議員は警告する、《不正な權利、しかも大部分は權力と暴力の上に立てられた權利を、合法的な權利とよんではいらない。…このような宣言をなすことは、彼等〔農民〕をおこらせるであらうから。》

\* Ph. Sagnac, La législation civil de la Révolution française, p. 85 et s.; Jaurès, op. cit., vol. I, p. 371 et s.; Mathiez, op. cit., vol. I p. 64 et s.

II 《王のさしごの反動》といわれるものは、一七八九年六月二十三日の親臨會議 (Séance royale) における《王意宣言》(Déclaration des intentions du Roi)\*である。それによれば、議會の——むしろ第三身分の——すべての決議の無効と、身分別議會の維持と、が宣言される。そして taille は廢止されるけれど (第十) main-mort (永代寄附)<sup>(2)</sup> はその廢止を《希望》されるにすぎず、封建的土地所有は所有權として將來に對しても確認されたのである (第三十)。

\* J. B. Duverigier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens, p. 26; de Fréminville, Traité général du gouvernement des biens et affaires des communautés d'habitants, p. 228 et s., p. 731 et s.

(1) taille は、本來、領主 (地主) が農民に恣意的に要求しうる關係の表現であつて、一定の要式・契約・慣習に拘束されない。このような固有の意味における taille は、舊制度のもとでは、一定の賦課租に緩和されていた\*。

\* Bloch, op. cit., p. III 下田博「路易十四世治下の財政状態」三田學會雜誌三二卷七號、『ヒューズ』(Aides)と就いて」前掲三七卷四號。

(2) 《永代寄附》は、本來、農奴が彼とともに生活する子供なしに死亡する場合、その保有地を當該領主(地主)に歸屬せしめる制度。それは後に緩和され、生産物・家畜ないし貨幣によつてあがないうるようになる<sup>した</sup>。

\* M. Kowalewsky, Die ökonomische Entwicklung Europas bis zum Beginn der Kapitalistischen Wirtschaftsform, Bd. II, S. 293 ff.; Dunod, Traité de la main-morte et des retraits, p. 287 et s.

まず、近代的所有權の出發點は、八月四日夜の決議に關する命令(八月十一日)である。それは、封建的土地所有を——二つの立場に照應して——二つの形態に區別した。無償で廢止する(abolis sans indemnité)ものと、買戻すべき(rachetables)ものとがこれである。そしてそれは、《國民議會は、封建制度を完全に廢止する。》《封建的年貢的(censuels)權利義務のうち、物的的永代寄附および人的的隷屬制に關するものならびにそれらを表現するものは、無償で廢止され、そのほかは、買戻すべき》ことを宣言する(第一)<sup>(1)</sup>。第一に、無償で廢止されるものは、領主裁判《justices seigneuriales》(第四)<sup>(2)</sup>、すべての種類の十分の一税およびそれにかゝるところのあらゆる賦課租(第五)<sup>(3)</sup>、身分的物的獻納金《subside》に關する金錢上の諸特權(第九)<sup>(4)</sup>、諸地方のあらゆる特殊的諸特權(第十)<sup>(5)</sup>、など。第二に、《あらゆる永久的地代(rentes foncières perpétuelles)は、金納でも物納でも、その種類その起源その歸屬すべき人のいかにわらず、買戻すべきものとする。あらゆる種類あらゆる名稱の物納年貢(champart)も、議會の定める率において同じであるべきこと。》(第六)<sup>(6)</sup>。そして、十月のその亂の印象のもとに、王は十一月三日、この命令に同意を與えた。

(1) 第一條は、つづける、《買戻(rachat)の價格および方法は、國民議會によつて定められるべきこと。この命令によつて廢止されない上述の諸權利は、償還の日までつづいて徵集されるべきこと。》

(2) 第四條は、つづけて、《ただし、領主裁判官は、國民議會によつて新しい司法制度が確立されるまで、その職務をつづけるべきものとする。》

第九條は、つづけて、《徵集は、すべての市民(citoyen)に對して、またすべての財産(bien)に對して、同じ様式および同じ形態でなされるべきこと。》

第十條、《そのぎせいは帝國のあらゆる部分の密接な結合のために必要であるから、諸地方……、全フランス人の droits commun のうちに融合されるべきこと。》

ちなみに、第十一條、《すべての市民は、出生の別なく、教・政・軍の官職につくことができる。》

(3) 第六條は、つづけて、《今後、償却することができない賦課租の創設は、これを禁ずる。》

(4) 第十七條、《國民議會は、嚴肅に宣言する。國王ルイ十六世は、フランス人の自由の再興者である。》\*

\* Duverigier, op. cit., p. 33 et s.; J. W. Hedemann, Die Fortschritte des Zivilrechts im XIX Jahrhundert, I Hälfte, S. 12ff; Sagnac, op. cit., p. 85 et s.

次に、一七九〇年三月十五日——二十八日の施行令は、二つの形態に含まれるべき封建的所有關係を確定し、一七八九年八月四日の決議に關する命令を現實上無効にした。その場合注目すべきは、買戻の主な客體が、フランスの封建的所有關係の基本形態であるということである。それによれば、土地の本源的讓渡(concession primitive de fonds)の代償および許與であるところの、あらゆる封建的所有關係は、買戻すべきものである。すなわち、反證(preuve contrainne)がなす限り、cens, champart, rentes, dime inféodées そのほかいかなる名

稱でも貨幣・穀物でのあらゆる領主制的諸賦課租、ならびに賣買の場合の特別税 (lods et vents, rachats, relief) が、このようなものとみなされる(第三編第一條第二條)。そしてこれらが無償で廢止されるためには(買戻されるのではなく)、農民自身がその法的根據を(證據文書の提出によつて)舉證せねばならない。しかしそのようなことは、農民にとつては現實上不可能であつた。(ただし、《買戻すべき封建的所有關係も、viableである》となす説がある。)

\* Duvergier, op. cit., p. 114 et s.; Sagnac et P. Caron, Les comités des droits féodaux et de législation et l'abolition du régime seigneurial, p. 173 et s.; Jaurès, op. cit., vol. 3, p. 6 et s.

\*\* A. Ferrador, Le rachat des droits féodaux dans la Gironde, passim. 高橋「近代的進化の二つの『體系』に就いて」前掲書一五九頁以下。

さらに一七九〇年五月三日—九日には、買戻の様式および金額が定められ、買戻による封建的所有關係消滅の形式が成立した。すなわち、買戻の様式は、個別的かつ任意的に領主(地主)との契約によつてなされるべきである。また買戻の金額は、それが貨幣(argent)でなされるかまたは現物(natur)でなされるかにしたがつて、年地代の二十倍または二十五倍(denier 20 ou 25)になるべきであつた。

さいごに、一七九一年六月十五日の物納年貢に關する命令は、無償で廢止されるものと買戻すべきものと、の區別を嚴密に維持する。<sup>(1)</sup>それは、六月十九日王の裁可によつて、地方官廳および裁判所の以後の規準となつたのである。

(1) すなわち、(1)農民自身が舉證せねばならない。(2)二つの封建的土地所有(定期税と臨時税)は、これを同時に買戻さねばならない。(3)買戻に連帶責任が強制される。(4)たとい異議の申立があつても、支拂われるべきである\*。

\* Jaurès, op. cit., p. 14 et s.; Sée, Französische Wirtschaftsgeschichte, Bd. 2, S. 27

二 次に、立法議會 (l'Assemblée législative) 以後、第二の立場が展開される。

I ところでまづ、立憲議會から立法議會にかけての二つの立場を、整理しておこう。

(1) 《六月委員會案》が第三讀會に廻つたとき、デウジー (Deussy) は批評した、《權原探究の名のもとに、遠く暗い時代にさかのぼり、今日になつて市民大多數の財産のきそをなす多くの契約の效力を無にすることが許される、と信ずるのか。…自分はあえていう、この對策は諸君の力以上である、と。》

プルヴェール (Prouver) はいう、《所有權…このことばに對していわれる意見は、國民という團體のうちに二千四百萬の人間を集めている大建築物の丸天井である。この丸天井を動かしてみよ。その建物はくづれてしまふ。すなわち國民はなくなり、ただ個人のみが残る。》

南部の法學者ドルリアック (Dorliac) の案は、《國民は舊領主に對して地代の債務の代人になるとともに、その債權をもつて舊債務者に臨むべきこと。その結果、舊債務者は區の行政機關の裁決により定められた方法によつて、國民にあらゆる支拂をなす義務がある。國民は、舊領主に對して同様の支拂を行わねばならない。》  
(第十七條より) というのであつた。

(2) 六月九日メーユ (Maillhe) はいつた、《あらゆる權利の無償廢止は、革命のきそに必要なそ石である。…自由は、すざに文明市民にとつては精神的要求であり、しかも諸君は全フランス國民に、これを肉體的要求たらしめるであらう。》

一七九二年二月二十九日の議會において、Robespierre の親友クートン (Couthon) は、一七八九年八月十一日の命令が現實上無効になつたことを指摘し、つづけていう。《その腕のほかには何らの資源をもたず、その鋤の

ほかには何らの遺産をもたない不幸な人は、これら二つの道具を、全部自分自身の必要のために用いることは許されない。自然は彼らに對し、天地創造以來荒廢した恐るべき岩石におおわれた恩しらすの土地を提供する。》  
 彼ら農民も、自由な所有權を欲する。しかし《この大軍も、その兵力と國民の勢力とが一つのものとなり、好意をもつてゐる民衆が、その意向および必要に際してはその行動をも合流させない限り、われわれの期待を十分に満足させてはくれないであらう。》  
 《それでは、どうすればよいか。《今日唯一の方法として、民衆えのよびかけのみが用いられてきた。……しかし、それは第二の手段である。……諸君は辯舌をもつて、これを革命に味方させようとする。そして自分は正しく恩惠的法律をもつて、これを革命に親しましめようと思うのである。この親切な法を思い浮べる民衆は、市民の資格と義務とを尊重することを忘れないであらう。》

結論としてクートンは、部分的な修正案を提出したのである。

(1) 封建的土地所有を現實に廢止するための《最初のまじめな試み》であるところの、一七九二年四月十一日における封建委員會(Comité féodal)の案は、次のようにいつてゐる。《國民議會は、一七九〇年三月十五日の命令第三編第一條第二條とこれに關する他のあらゆる法とに抵觸する。本令の公布のときから、次のものは無償で廢止され、以後そのままであるべきこと。それは、quint, requint, treizèmes, lods et tresains, lods et ventes et issues, mi-lods, rachats, venterolles, plaids, acapte, arriere acapte その他の名でしられたあらゆる臨時諸稅(droits casuels)と、その他のあらゆる名稱のもの、すなわち土地の所有または占有のうち、賣主・買主・受贈者・承繼人その他あらゆる前所有者または前占有者の承繼人によつて招致された移轉のゆえをもつて生じた諸稅と、である。》(第一條)《……舊領主は、inféodationの原證(titre primitif)によつて、移轉の前記權利の特殊な條件のもとにおいてのみ土地について讓渡し inféodé したことを證明しうる場合には、

前記諸権利が一七九〇年三月十五日の命令の條項により、つづけて買戻されるべきことを要求しうる。》(第三條)

II 一七九二年四月以後特に六月——八月において、買戻は部分的に中止された。まず、六月十八日——七月六日の命令によれば、《年貢的なものでも封建的なものでも、あらゆる臨時税(droits casuels)は、それが inféodation, accensement ou bail à cens の原證(titre primitif)によつて立證されない限り、無償で廢止される。》當時、議會の過半数をしめていた封建的所有關係の擁護者が、退場したすきに、民主主義者が、この命令を定めたのである。従つてそれは、原則にすぎなかつた。\*

\* Sagnac et Caron, op. cit., p. 767 et s.; Jaurès, op. cit., p. 23 et s.; 諸井忠一「農民革命の諸問題」二二九頁など。

八月十日以後、封建的所有關係の崩壊は本格的となる。——八月二十日には、原證によつて確保された臨時税と、定期税(droits fixes ou annuels)との別個買戻が定められた。(第一條)そして一七九〇年三月十五

日の施行令とは反對に、農民が領主(地主)に對して原證の提出を要求しうる。領主が二カ月以内にこの義務を履行しない場合には、農民は償却をまぬがれるのみでなく、他の何らの負擔をもはやおうことがなかつた。

(そして買戻時期は、農民の自由選擇にまかされた。)(第三條)

(1)なお、それによると、(1)買戻價格が低下されている。すなわち、《臨時税の買戻は、未開墾地の價格の割合でなされるべきこと。そして讓渡の原證は、土地が開墾されていたこと、建物がそこに存在したことを示さない限り、建物の價格をふくまない。またその場合には、買戻は讓渡當時の建物および土地の價格に準じてのみなされるべきこと。》(2)農民の連帶性が廢止されている。《……したがつて納税義務者の各自は自らの rente を自由に納めることができ、彼の共同納税義務者のそれを納めることを強制されない。》\*

\* Jaurès, op. cit., vol. 4, p. 154 et s.



その後まもなく、八月二十五日の《あらゆる封建的年貢的諸權利とあらゆる領主制的諸賦課租と<sup>(1)</sup>、の無償廢止に關する命令》は、右を強化した。《封建制度は廢止された。それにもかかわらず、現實にはそれは存續している。》<sup>(序文より)</sup>そこで、封建的所有關係の存續は、それが土地の本源的讓渡によるという反證をもつ場合にのみ許される<sup>(第五條)</sup>。しかし、《本源的讓渡》を基準とする領主(地主)と農民との話あひは、やはり力の問題であつたのである。

(1) 今までのとらえられたものほか、たゞだ、(1) censives, sur-cens, capcasal, rentes seigneuriales et emphytéotiques, tasque, arrage, complant, soète (2) feu, cheminée feu allumant, feu mort, fouage, mouage, bourgeoisie, congé, chiensage, gîte aux chiens, guet et garde, stage ou estage, chassipolerie, entretien des clôtures et fortifications des bourgs et châteaux, pulvérage, banvin, vêt-du-vin, étanche, cens de commande, gave, gavenne ou gaule, poursoin, sauvement ou sauvegarde, avouerie ou vouerie, étalouage, minage, mnyage, ménage, leude, leyde, pugnière, bichenage, levage, petite coutume, sexterage, coponage, copal, coupe, cartelage, stellage, sciage, palette, annage, étale, étalage, quintalage, poids et mesures, 等等\*。

\* Duvergier, op. cit., vol. 4, p. 355; Jaurès, op. cit., p. 157 et. s.

三 つの國民公會 (Convention) のもとでは、第二の立場が第一の立場を壓とうする。

I ます、一七九二年の夏から秋にかけての二つの立場を、かえりみておく。

(1) 當時、革命は最大の危機にさらされていた。フランスの大銀行家・《人類の辯士》(Orateur du genre humain) クローツ (Croots) が、次のようにいつたのはこの時期である。《出血術も度をすぎすと、きわめて強健な人をも殺す。騒じよう者は、何を不平とするのか。新制度はばく大な財産を、溫和な保護者的な方法で分割

しようとしてゐるではないか。……人は、もはや朝廷式にも教會式にもマルトート (multôte) 式にも、富をうることはできないであろう。相場師の劫略はもはや、財産家の集りの中で金のかたまりを集めることはないであろう。……創造的競争は、海上および大陸の産業部門を増加するであろう。社會の繁榮は、土地と海とのあらゆる物産のヨリ早くヨリ豊かなじゆんかんによつて、ヨリ大となるであろう。》

(2) 國民公會の最初の日マラ (Marats) はいつた。《民衆を救おうとする自分のあらゆる努力も、新しい一揆がなければ、何らの結果をもたらさないであろう。……おしやべりの民衆よ、もしお前が行動することさえ心えていたら。》\*

\* Jaurès, op. cit., p. 338 et s.

II さいに、一七九三年七月十七日の國民公會の命令。《あらゆる領主制的封建的賦課租は、一七九二年八月二十五日の命令によつてなお保持されているものも、無償で廢止されるべきである。》(第一條) 《原證》も、その價值を失つた。ただ、領主制的起源の根跡をもたない《純粹な、封建的でない地代》のみが、それからのぞかれるにすぎない(第二條)。そして、現存の證と文書の引渡と焼印とが定められたのである(第六條—(一)第十條)。

(1) 第六條、《元領主、Fondists、土地臺帳管理人、代言人、およびこの命令によつて廢止せられた諸權利の構成證書または承認證書を保管する者は、この命令の公布後三カ月内に、これを當該場所における役所の記録課に提出すべきこと。きたる八月十日以前に提出せられたものは、コミューンの參事總會および市民の面前で、當日焼かれるべきこと。残りは、期限の終つたときに焼かれるべきこと。》

第七條、《前條の期限に焼かれるべき證書の正本または謄本を藏匿・竊取あるいは隱匿した、と認められる者は、五年の刑に處せられるべきこと。》\*

\* Duverigier, op. cit., vol. 6, p. 19 et s.; Sagnac, op. cit., p. 147 et s., p. 336 et s.; Jaurès, op. cit. vol. 8, p. 188 et s. 此のようにして、封建的土地所有は消滅し、《ナポレオンの》土地所有農民は成立したのである。

三

さらに、フランス革命における土地所有の第二の問題は、國有地の分配の問題である。この點についても、二つの立場がみられる。第一は、土地をそのまま賣ることによつて早く國庫を増そうとする立場であり、第二は、これを分割し與えることによつて小土地所有・小經營を保護しようとする立場である。

一 ます、立憲議會における教會的土地所有の場合\*

\* Hedemann, a. a. O., S. 233 ff.; Jaurès, op. cit., vol. 2, p. 70 et s.; vol. 1, p. 339 et s.; vol. 3, p. 16.

I (1) タレーラン (Talleyrand) は、一七八九年十月十日の演説と數日後の覺えがきとにおいていつた。緊迫した國家財政の財源は、これを教會財産のうちにみいだすことができる。そして、教會財産の眞の所有權は、國民に屬する。なぜなら、教會財産は僧侶個人の利益のためではなく、その公共奉仕の遂行のために與えられたものだからである。すなわち過去の教會理論によれば、教會財産のうち、僧侶の適當な生活に必要な一部分のみが彼らに屬し、彼らは残りの管理者にすぎないのであつて、残りは慈善その他の公共利益にみとられるべきである、と。そして彼の案は、第一に僧侶に適當な生活を保護すべきこと、第二に國民が残りの財産に附隨する諸義務を負擔すべきこと、であつた。

(2) ミラボー (Mirabeau) は、ます同じ議會では、タレーランと異り、現在を過去から遮斷した。いわく、《國民が廢止することのできない、いかなる立法行爲もない。》《われわれの間に社會組織の第一原理を定めること

が問題になつたとしたら、團體〔したがつて教會〕の設立または禁示の權利や、團體に特別な所有權を與えまたは取得無能力を宣告する權利や、を誰がわれわれにこぼみうるであろうか。』次に八月四日夜における貴族と僧侶との有名な争のうちにあつては、ミラボーは、所有權を定義している。『教會財産は公共の利益を目的とする所有であるのに對して、貴族財産は有閑的な消費者の所有にすぎない』という僧侶の辯護を反ばくしながら、彼はいう。『〔土地〕所有權の意味する範圍は、土地を讓渡することができ人の所有にとどまつてゐる。』教會財産は讓渡することができなかつたから、所有權ではない。したがつて賠償に値しない、と。

(1) タレーランとミラボーとの中間に、トゥレ (Thouret) の反團體理論がある。それは、ミラボーのように自然法的でもなく、またタレーランのように教會財産を認めないでもない。トゥレによれば、個人と擬制的な團體(したがつて教會)とは區別されねばならない。前者は、法から獨立し、かつ法以前に存在する。これに反して後者は、法によつてのみ存在するから、必要な場合には法はこれに對する財産能力の附與を禁ずることができ。そこで彼は、次の案を提出したのである、『聖職者と永代寄附地所有のあらゆる團體または建造物とは、現在から、土地および動産の所有權能力をもたない。そして、將來も永久にもたない。』(第一條) 『聖職者<sub>(第二)</sub>と他の永代寄附地所有の團體とが現在、所有權をもつあらゆる財産は、現在以後、國民の處分にまつ。國民は各團體の性質と公益の<sub>(第二)</sub>のいどによつて、奉仕に對する給與と建造物の費用とを給する義務がある』(第二條)。

II 一七八九年十一月二日には、次のように定められた。第一に、『あらゆる教會財産は、國民の處分にまつ。國民は地方の監督と豫審とのもとに、祭の費用・牧師の給養費および貧民の救濟を適當に負擔すること。』第二に、『牧師の給養費を支給する處分については、いかなる牧師館も、家屋とその附屬の田畑とをふくまな<sub>(第二)</sub>ずで、一年一〇〇リール以下の才費を支給することはありえない。』——そして、十二月十九日アッシニア

(Assignat) 紙幣<sup>\*</sup>が發行され、十二月二十九日教會財産の管理は自治團體に移つたのである。

\* 河野健二・經濟論叢二卷一號一五〇頁以下。

その結果、自治團體の多くが、革命的農民の壓力によつて現實上の無償廢止を行つた。立憲議會が次のようにいつたのはそのためである。《これらの無秩序によつてその進行をやまさされ、とめられている憲法が、もして搖らん時代になくなるのをみたくないなら、今こそこの無秩序をやめるべきときである。今やその勤勞をもつて田園を豊ならしめ帝國を養う國民がその義務に歸るときであり、彼らがそのなすべきらしい讚を所有權に捧げるときである。》

二 次に、立法議會における貴族的土地所有の場合

I 一七九二年八月十四日ヌーシアトー (Neufchaten) は、《金もち達は、共有地を自分のものとしている。この不正をやめさせ、それら財産を貧民に分配することが、急務である。》として、亡命貴族の領地を、二——四アルパン (arpents) の小區劃に分割して年賦賣却するよう、提案した。《その賣却は、地方の住民を革命に結びつける手段である。》と彼はいつた。

そこで、分配の方法を定めるために、委員會が組織された。ここでも、二つの提案がなされる。(1) 農民の財産に反比例して、すなはち最も富む者には最も少く、最も貧しい者には最も多く、分配するという案。(2) しかし、委員會で用いられたカンボン (Cumbon) の提案は、家族數に従つて分配するといふのであつた。カンボンはいつた、《八人の子供をもつ家長は、九人分の分けまえをうけるであろう。また獨身者は、一人分をうけるにすぎないであろう。この分配方法は、最も嚴格な衡平に一致するものと思われる。》

II 一七八九年八月十日に立法議會で定められた亡命貴族財産の分配の大綱と、九月二日におけるその細目

と、は土地を大多數の農民から遠ざけているのである。すなわち、それは第一に、土地・ブドウ畑・牧草地を入手しようとする者に對して、希望するだけせり賣りすることを許している。第二に、小作契約および現金賣却に對して競争入札があり、現金賣却および小作料の元金に對して入札された金額が同額となつた場合には、現金入札者にて落札されるべきこと。》(第十條) 第三に、いかなる資格の入札者も、小作人を保證することによつて放逐することができ。ただし、保證については、契約が去る二月九日前の確實な日附をもつ必要がある。》(第十條) 第六條) もつとも、八月二十五日の議會は次のように定めた、この命令が各植民地に公布されるときから、各自治團體の委員は、彼の申請によつて、所有者の居住しない土地またはその所有者が居住を證明しえない土地の管理人に、この所有者に金錢を引渡すことを一さい禁止させるべきこと。》

(1) 他方、亡命貴族財産の收用が定まつた後、一地方(Lot)の選舉集會(L'Assemblée électorale)は市民に訴える、國家の敵に物が屬するからという口實のもとに、その横領に没頭することは、所有を尊重することであろうか。法、しかも法のみが叛亂を罰しうる。祖國を捨ててそして祖國を壓迫するために武裝して歸つてくる者……それらの財産は、もはや彼らに屬していない。それらは、國民の所有となつた。それを損じまたその收入を横領することは、國民の所有をうばうことである。》

\* Jaurès, op. cit., vol. 4, p. 159 et s., p. 308.

三 さらに、國民公會の場合。——一七九三年六月三日の國民公會は、貧しい農民に一エーカーの自營農地を與えるよう、約束した。そして議員のうちには、現實に小土地を分配した者もある。また十一月二十二日(共和曆二年フリメール二日)には、賣却用の國有財産をできるだけ細分することが定められた。しかし、一七九四年八月二十四日すなわちテルミドルから一カ月もたたぬ後に、國有地は沒收され、競賣にふされたのである\*。

\* Jaurès, op. cit., vol. 8, p. 127, p. 187.

さいごに、國有財産の分配の結果を一言しておく。第一に都市の附近では市民層が、これを取得した。第二に農民も、通説によれば、賣却用のもの $\frac{1}{2}$ — $\frac{3}{5}$ を取得した。これが、《農民的民主主義》のきそである。そして農民層は、比較的富める獨立自營農民層《bourgeois paysans》と貧しい農村労働者《manouvriers》とに分裂してゆくのである\*。

\* Sagnac, op. cit., p. 154 et s., p. 240 et s.; Lefebvre, Les paysans du Nord pendant la Révolution française p. 495 et s.

四 おわりに、フランス革命における農村協同體的諸制限の問題を附記しておく。

(1) 一七九一年六月五日——十二日立憲議會は、耕作強制の廢止、かこいこみの自由を定め、また、九月二十八日および十月六日立憲議會の《code rural, Décret concernant les biens et usages ruraux》は、農村協同體的諸制限を廢止した。しかし封建的土地所有には、何ら本質的に手が加えられていない。(2) そこで、一七九三年六月十一日の國民公會は、これを完全に廢止し、その土地をふたたび正當な所有者の手に歸した。けれどもモンタニアールの没落とともに、一七九六年六月十九日(共和曆四年プレリアール二十一日)國民公會は、自治團體に協同地の回收を禁じたのである\*。

\* Hedemann, a. a. O., S. II ff.; Lefebvre, Questions agraires au temps de la Terreur p. 133.

農村協同體的諸制限は、十九世紀後半においても存続し、《農民的反動》の基線となるのである。

附記 紙數もつきたので、不十分ながら一おう本稿をおえることにする。